

合意された手続実施結果報告書

令和元年5月31日

弁護士法人黒木・内田法律事務所 御中

内田健二公認会計士事務所
公認会計士 内田 健二



私は、弁護士法人黒木・内田法律事務所（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、合意された手続業務を実施した。

本業務は、平成30年10月1日から平成31年3月31日まで（以下「調査対象期間」という。）の、法人の預り金に係る処理の適切性を、法人が評価することに資する目的で実施された。

業務依頼者の責任

法人の責任は、合意された手続の十分性及び適切性を決定し、業務実施者から報告された手続実施結果に基づき、結論を自ら導くことにある。なお、これらの責任に加えて、法人の責任には、合意された手続業務の対象とする情報等を業務実施者に提供することが含まれる。

業務実施者の責任

私の責任は、業務依頼者が手続の実施を依頼した目的に則して合意された手続を実施し、その実施結果を報告することにある。

私は、日本公認会計士協会が公表した専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に準拠して手続を実施した。

職業倫理及び品質管理

私は、日本公認会計士協会が公表した倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則を提供している。また、私は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針及び手続並びにその文書化を含む品質管理のシステムを整備及び運用して業務を実施した。

合意された手続

私は、法人との間で合意された以下の手続を実施した。

1. 私は、調査対象期間開始日および終了日の「科目別合計額表」における預金残高と預金通帳残高を突合した。
2. 私は、調査対象期間開始日および終了日の「事件預り金元帳」と「科目別合計額表」における事件預り金残高の整合性を確認した。

3. 私は、調査対象期間開始日および終了日の「科目別合計額表」における預金残高と事件預り金残高の整合性を確認した。
4. 私は、「事件預り金元帳」の出金については証憑書類と、入金については入金実績と突合した。ただし、金額的に重要性のない1万円未満の金額については手続を省略した。

上記手続を実施した結果は、以下のとおりである。

- (1) 上記1の事項について、合致した。
- (2) 上記2の事項について、合致した。
- (3) 上記3の事項について、合致した。
- (4) 上記4の事項について、合致した。

上記手続は、財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は、調査対象期間に関する法人の財務諸表について手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

私が一般に公正妥当と認められる監査の基準若しくはレビューの基準に準拠して財務諸表の監査若しくはレビューを実施した場合、手続を追加して実施した場合、又は手続の範囲を拡大した場合には、報告すべき事項が新たに発見される可能性がある。

また、本報告書は調査対象期間の法人の預り金のみを対象とするものであり、法人の全体としてのいかなる財務諸表にも言及するものではない。

配布及び利用制限

本報告書は調査対象期間の、法人の預り金に係る処理の適切性を、法人が評価するために作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人以外に配布及び利用されるべきものではない。

以上